

(3) 交通の安全に関する民間団体の育成指導

国民の交通安全に関する意識を高めるためには民間の自主的な活動に待つところが大きいので、交通安全を目的とする民間団体その他交通に関係ある業務を行う団体の組織化及び充実について指導を強化するとともに、これらの団体が行う諸行事に対する援助、民間における交通安全指導者の養成、必要な資料の提供、団体相互間の連絡協力体制の強化等を通じて、その自主的な活動を促進する。

なお、その他の民間団体についても、国民に交通安全思想を浸透させるため、それぞれの立場に応じて交通安全運動等に協力するよう、積極的な働き掛けを行う。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 自動車教習所の教習の充実

自動車教習所における教習水準を向上させるため、教習体制、教習施設、科学的教育資器材等を整備

充実するとともに、指導員等の資質の向上を図る。

イ 運転者に対する再教育等の充実

処分者講習、更新時講習その他各種講習における教育を充実させるため、施設の整備、要員の充実、科学的教育資器材の導入を行うとともに、運転者の年齢、経験等に応じたきめの細かい教育を行うなど教育内容の高度化、教育技法の改善工夫等を図る。

また、自動車に乗車中の者が事故に遭遇した際の被害を軽減させるため、運転者に対する座席ベルトの着用についての教育、街頭における指導等を推進する。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

青少年層に事故の多い自動二輪車及び原動機付自転車の交通安全対策として、安全運転教育を行う団体の活動に協力して、自動二輪車及び原動機付自転車の安全運転講習を強力に推進するとともに、自動車教習所及び各種講習における自動二輪車及び原動機付自転車の教育体制の整備充実を図る。

また、自動二輪車及び原動機付自転車に乗車中の者が事故に遭遇した際の被害を軽減させるため、運転

者に対する乗車用ヘルメットの着用についての教育、街頭における指導等を推進する。

エ　自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知業務等の一層の充実強化を図るとともに、運転者及びその指導者に対する自動車の運転に関する高度な技能等の教育訓練を行うための体制を整備し、運転者対策の充実を図る。

オ　交通事犯収容者等に対する矯正教育等の充実

交通事犯受刑者及び同収容少年の収容特定施設における矯正教育については、専門職員の充実、施設の整備等によりその強化に努める。

また、交通事犯に係る少年に対する科学的交通鑑別方式について更に研究開発を進める。

カ　交通事犯者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる専門の保護観察官及び保護司の人員、能力面の充実を図るとともに、処遇器材の整備並びに効果的処遇態勢及び処遇技法の開発・改善を推進する。

(2) 運転免許業務運営の合理化

運転免許制度の改善について検討するとともに、運転免許行政を合理的に運営するため、運転者管理システムのリアルタイム化、運転免許試験場の整備等を推進する。

この場合において、身体障害者に対する相談活動を充実するとともに、身体障害者に配意した運転免許試験場等の整備を図る。

(3) 運転管理の改善

ア 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者への講習を充実するとともに、未選任事業所に対してその選任につき指導するなどにより、安全運転管理者制度の充実強化を図る。

また、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等について、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理に資する。

イ 自動車運送事業者の行う運行管理等の充実

自動車運送事業者に対して、運行管理の適正な実

施を確保するため、監査により指導監督を強化するとともに、事業者団体を通じての指導を行う。

ウ　自動車事故対策センターにおける指導等の推進

自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導講習については、講習内容の充実と講師の資質の向上を図り、講習水準を向上させるとともに、視聴覚器材の導入等により効果的な講習の実施を図り、受講を積極的に促進する。

運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を推進し、受診を積極的に促進する。

(4) 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善基準に基づき、強力かつ厳正な監督指導を行う。

更に、自動車運転者の労働時間管理のための乗務員手帳制度の普及徹底を図るとともに、監督指導の効果

を高めるため、関係行政機関の間で監督・監査結果を
通報する通報制度等の活用を図る。

(5) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供し、
道路交通の安全と円滑を図るため、交通管制センター
の整備拡充、パトロールの強化、道路モニター制
の活用、緊急連絡施設等の整備等により、道路交通
情報の収集活動を強化するとともに、日本道路交通
情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充
実、道路交通情報板等の情報提供施設の整備、広報
媒体の活用等により道路交通情報の提供サービスの
充実を図る。

イ 気象情報の充実

道路交通の安全に關係の深い台風、豪雨、豪雪、
霧、地震、火山噴火等について、予報、警報等の情
報の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努め
る。また、これらの情報内容の充実及び効果的利用
のため、気象レーダー観測網、地域気象観測網、気

象資料伝送網、静止気象衛星システム、軌道気象衛星利用体制、大・中・小地震観測網、地震予知のための東海・南関東地域常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の強化充実を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する技術基準の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の改善

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、運輸技術審議会より答申された第2次自動車安全基準強化目標に基づき、高速化対策、火災防止対策及びトラックの安全対策に重点を置いた改正等を行い、安全基準の拡充強化に努める。

イ 車両の安全性に関する日本工業規格の整備等

車両の安全性に関する日本工業規格については、車両の走行上の安全、乗員の安全等に重点を置き、